

野田市立保育所における給食の提供及び給食費の徴収に関する要綱及び野田市私立幼稚園等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第57号

野田市立保育所における給食の提供及び給食費の徴収に関する要綱
及び野田市私立幼稚園等における実費徴収に係る補足給付事業補助
金交付要綱の一部を改正する告示

(野田市立保育所における給食の提供及び給食費の徴収に関する要綱の一部
改正)

第1条 野田市立保育所における給食の提供及び給食費の徴収に関する要綱（
平成15年野田市告示第116号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「給食費決定通知書又は給食費決定及び主食費徴収免除決
定通知書」を「利用者負担額決定通知書及び主食費免除通知書（主食費を免
除する場合に限る。）」に改め、同条第2項中「給食費変更通知書又は給食
費変更及び主食費徴収免除変更通知書」を「利用者負担額変更通知書」に、
「主食費徴収免除決定通知書又は主食費徴収免除取消決定通知書」を「主食
費免除通知書又は主食費免除解除通知書」に改める。

(野田市私立幼稚園等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱
の一部改正)

第2条 野田市私立幼稚園等における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付
要綱（令和元年野田市告示第102号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「野田市私立幼稚園等における実費徴収に係る補足給付事
業補助金交付申請書」を「私立幼稚園等における実費徴収に係る補足給付費
交付申請書」に改める。

第6条第1項中「野田市私立幼稚園等における実費徴収に係る補足給付事
業補助金交付（不交付）決定通知書」を「補足給付費交付決定（申請却下）
決定通知書」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。